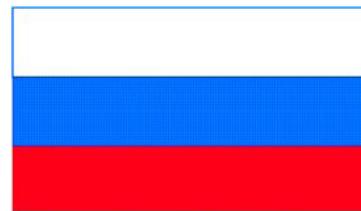




BRICsの最新知的財産の状況 ～特許を中心として～

ロシアの特許制度の 現状と留意点

—ロシア連邦特許制度 vs. ユーラシア特許制度—



青山特許事務所
弁理士 森住憲一
2006年11月25

内容

- ロシア連邦の一般情勢と最近の話題
- ロシアへの特許出願状況
- ロシアにおいて特許を取得するには
 - ✓ RUルートとEAルート
 - ✓ 主要な制度と留意すべき点
- その他の留意すべき点
- (参考)手数料など

ロシア連邦の一般情勢と最近の話題 (1)

1. 広大な面積: 日本の約60倍、米国の約2倍
人口: 1億4,350万人(2005年1月現在)



2. 政治体制
共和制、連邦制(共和国や州等88の構成主体からなる連邦国家)
大統領制(任期4年、2期まで、立法発議権あり)
プーチン(2000年5月就任)
議会:二院からなるロシア連邦議会
連邦院(上院、定数178)と国家院デュマ(下院、定数450、任期4年)

3. 外交
WTO早期加盟が当面の課題(現状のステータスはオブザーバー)
近隣諸国にはエネルギー外交を展開(天然ガス供給、サハリン2)

ロシア連邦の一般情勢と最近の話題 (2)

4. 主要産業

鉱業(石油、天然ガス、石炭、鉄鉱石、金、ダイヤモンド等)、
鉄鋼・機械・化学工業



5. 経済特区

税制、関税及び行政上の優遇措置を定めた「経済特区法」が採択。サンクトペテルブルク、トムスク等6ヶ所が特区に指定。2006年1月より運用開始。

6. 戦略企業に対する国家統制

- ・ 国営石油会社「ロスネフチ」による「ユコス」社中核子会社の買収(2004年)。
さらに国営ガス企業「ガスプロム」社と合併。
- ・ 旅客機・軍用機製造企業を統合した「統一航空機製造会社」(政府持ち株75%以上)の設立の決定(2006年2月)。
- ・ 世界最大のチタン会社VSMPOアビスマ社の年内国有化が発表。

最近の話題

WTO加盟の課題

BRICsではロシアのみ未加盟、2006-11米口頭合意



ロシア国内の模倣品(counterfeit)増加

2006年「国際海賊行為監視リスト」※

→中国とロシアがワースト2（他にメキシコ、カナダ、インド、マレーシア）

- 両国での著作権侵害行為の米国業界への損失は40億ドル（2005年）
- 音楽・映画関連ソフト、ビジネス・エンターテインメントソフト

※米国議会の超党派議員グループ『Congressional International Anti-Piracy Caucus』

米国通商代表部 (USTR) も報告書

知的財産法に関する立法動向(legislation)

知的財産法（特に著作権）に関し、10年来、国会（Duma）から法案提出の動き
従来の法体系とのダブルスタンダードによって混乱を生じる懸念があった。

最近、大統領府ルートによる改正法案（draft text of new law amendment）

知的財産（特実意商著）に関し民法（civil code）の第4部に統合される方向

市場動向

電気通信市場

2005年12月	携帯電話ユーザー数:	1億2490万人
	普及率:	134%(モスクワ)
	新規ユーザー増加率:	5.1%(月あたり)

自動車市場

2005年12月	全自動車数:	2400万台
	うち外国車の割合:	14%
	自動車数(モスクワ):	280万台
	うち外国車の割合:	31%

韓国(現代)、米国(フォード)、日本(トヨタ、三菱)の販売数が2003年以降急増

WTOの日ロ二国間交渉が**自動車関連の関税交渉の実質的合意(2004年)**により加速(2005年合意)

- 2007年末 トヨタが現地生産開始予定(サンクトペテルブルグ)
- 2009年 日産が現地生産開始予定

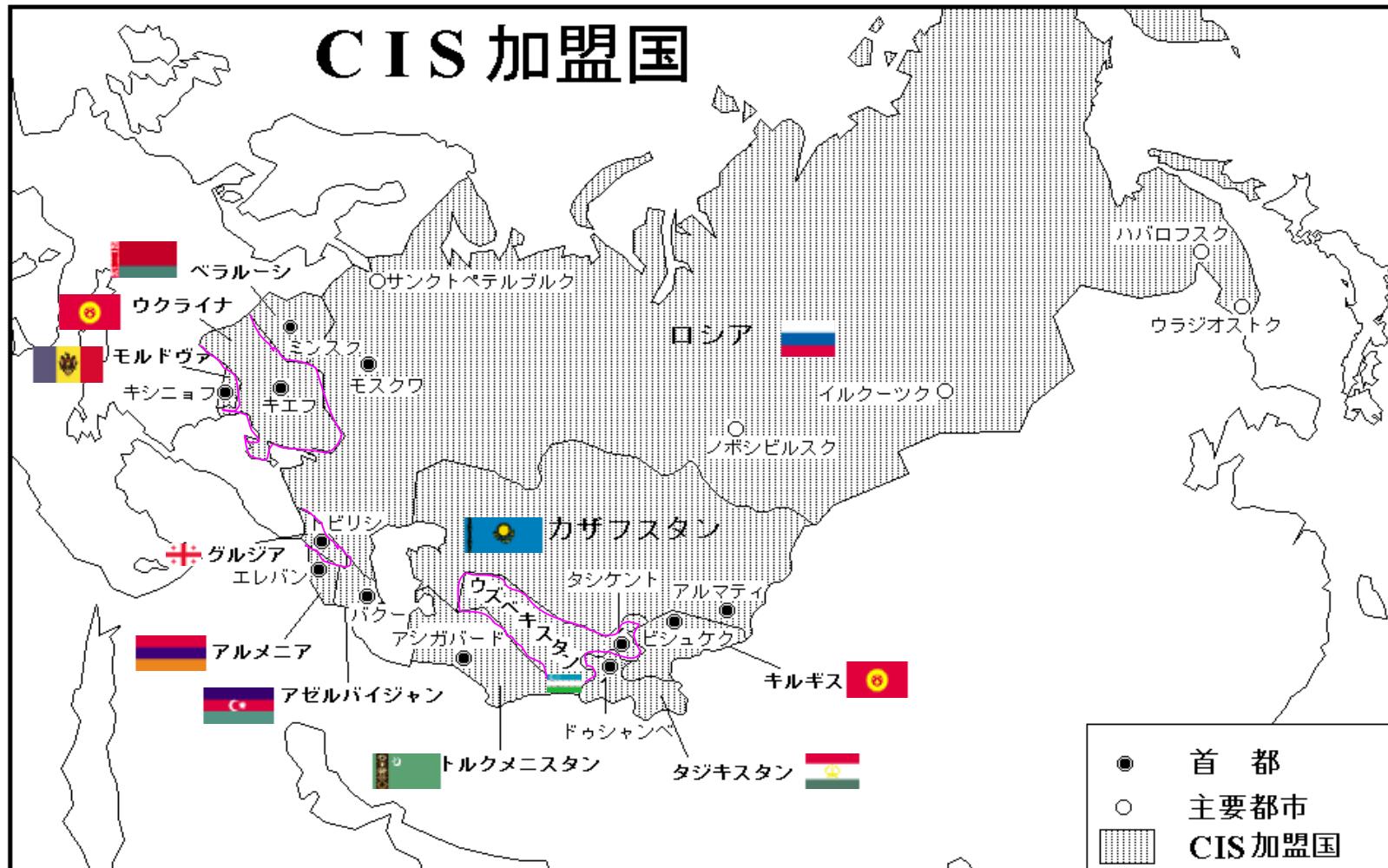
ロシア特許制度の沿革

年代	情勢	特許法
1812年	(帝政ロシア時代)	特許法を公布
1917年 (10月革命)	・旧ソビエト社会主義共和国連邦(旧ソ連: USSR)誕生 ・旧ソビエト連邦特許庁: GOSPATENT	
1931年 1955年	・発明および発見のための委員会(ROSPATENT の前身)	発明者証制度の創設 「発明と技術の改良に関する法律」
1990年	・クーデターによるソ連共産党の崩壊 ・バルト3国がソ連から離脱	
1991年7月		新特許法が施行
1991年12月	・独立国家共同体を創設 (CIS: Commonwealth of Independent States) ・国名をロシア連邦と改め、共産主義経済から自由主義経済国へ 15の共和国は独立国に。 バルト諸国(エストニア、ラトビア、リトアニア)はCIS設立前に 独立したため加盟せず、2004年5月欧州連合に加盟。	
1992年10月	・ロシア連邦特許庁: ROSPATENT	ロシア連邦特許法 各ロシア連邦法 (商標等、CS/DB、集積回路)
1995年8月	・ユーラシア特許庁: EAPO	ユーラシア特許条約の発効(CIS9カ国)
2003年3月		改正特許法施行

独立国家共同体 (Commonwealth of Independent States, CIS)

- ・旧ソビエト連邦の12カ国で形成された国家連合体。
- ・トルクメニスタンが準加盟国になったため、現在の正式加盟国は11ヶ国。
- ・本部はベラルーシの首都ミンスク

[1991年発足時]	 ロシア  カザフスタン  タジキスタン  ウズベキスタン  キルギス	 ウクライナ  ベラルーシ  モルドバ  アルメニア  アゼルバイジャン
[1993年加盟]	 グルジア	
[準加盟国]	 トルクメニスタン	



出典: <http://www.meti.go.jp/hakusho/tsusyo/kakuron/H13/MAP03-04-01.htm>

(参考)ロシアが加盟している国際条約

加盟条約

- ・パリ条約
- ・世界知的所有権機構(WIPO)設立条約
- ・特許協力条約(PCT)
- ・ユーラシア特許条約
- ・ストラスブル協定(国際特許分類)
- ・ブタペスト条約(特許手続上の微生物寄託の国際的承認)など

旧ソビエト連邦で付与された特許

ロシア連邦にて自動的に効力を有する
(∴ロシア連邦は旧ソ連の主たる承継者)

ロシアにおいて特許を取得するには

1. ナショナルルート(RU)

- ・ロシア連邦特許法、ロシア連邦特許庁(ROSPATENT)
- ・1992年10月14日施行
- ・2003年3月12日施行の改正法(ハーモ対応)



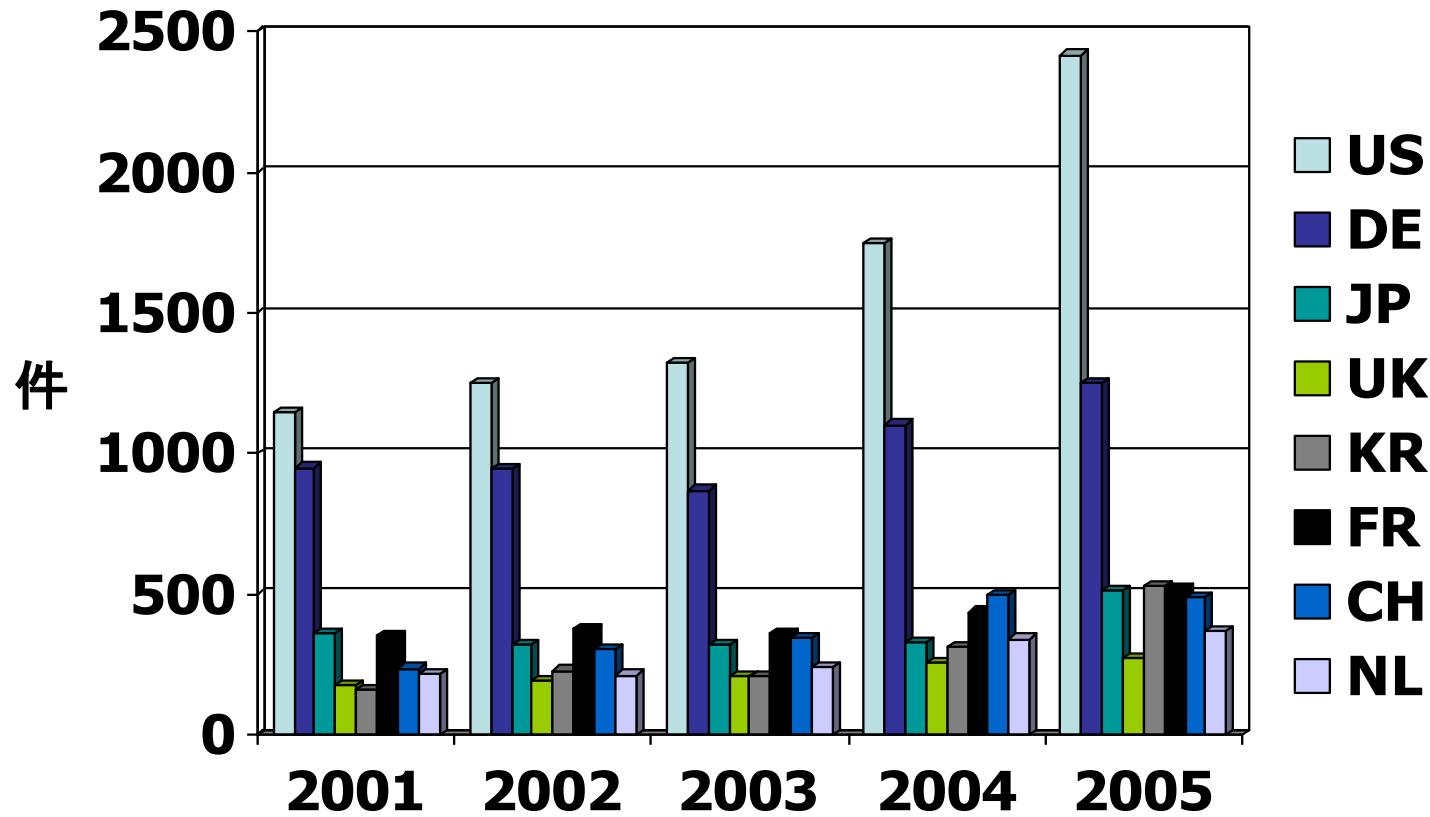
2. ユーラシアルート(EA)

- ・ユーラシア特許条約(EAPC: Eurasian Patent Convention)
ユーラシア特許庁(EAPO)
- ・1995年8月12日発効(1996年1月1日から出願)
- ・パリ条約§19の特別取極、PCT§45(1)の広域特許条約
- ・加盟国
グルジアとウクライナ(未批准)、ウズベキスタン(未加盟)を除くCIS9ヶ国
- ・締約国全ての領域に対して一元的な法律効果を有する単一特許を付与
締約国の指定は不要
維持年金支払い時点で締約国を指定してEAPOへ支払う
- ・実用新案の規定なし



(参考)

出願件数の推移 (RU)

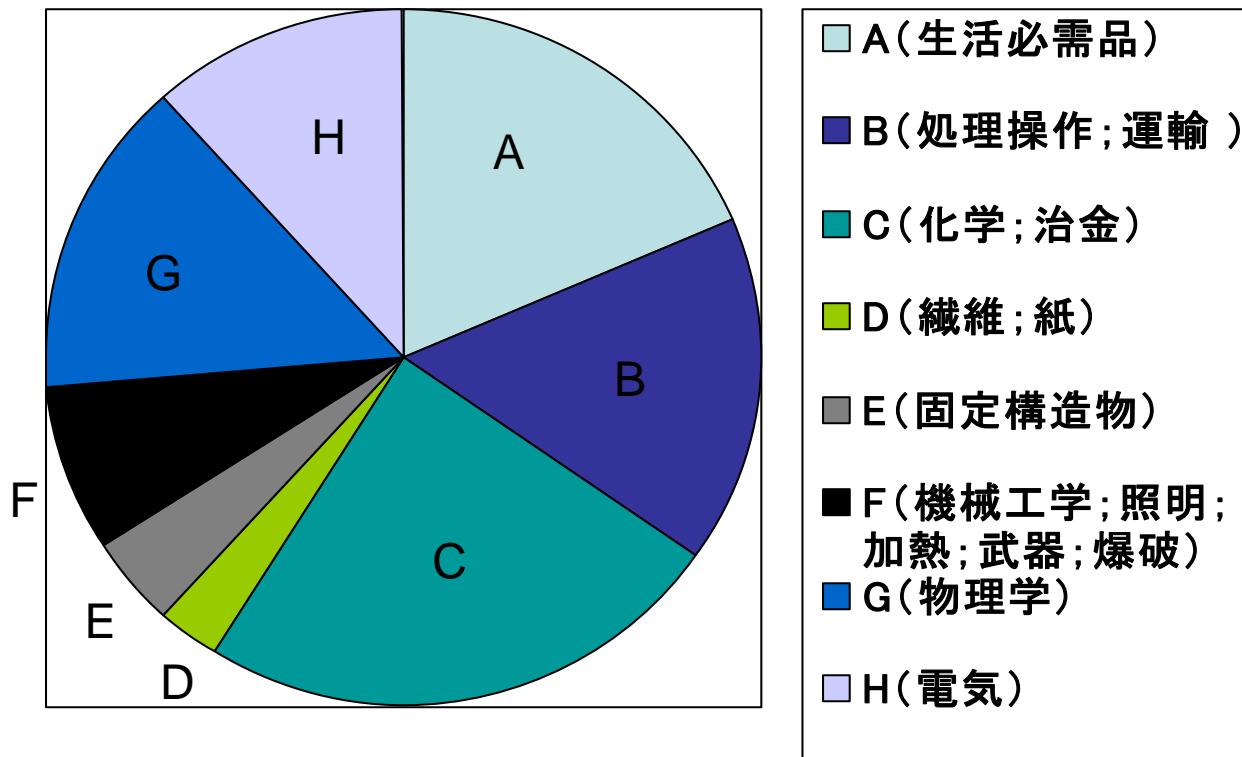


出典 : <http://www.fips.ru/ruptoen2/reports.htm>

(参考)

技術分野別出願件数 (RU)

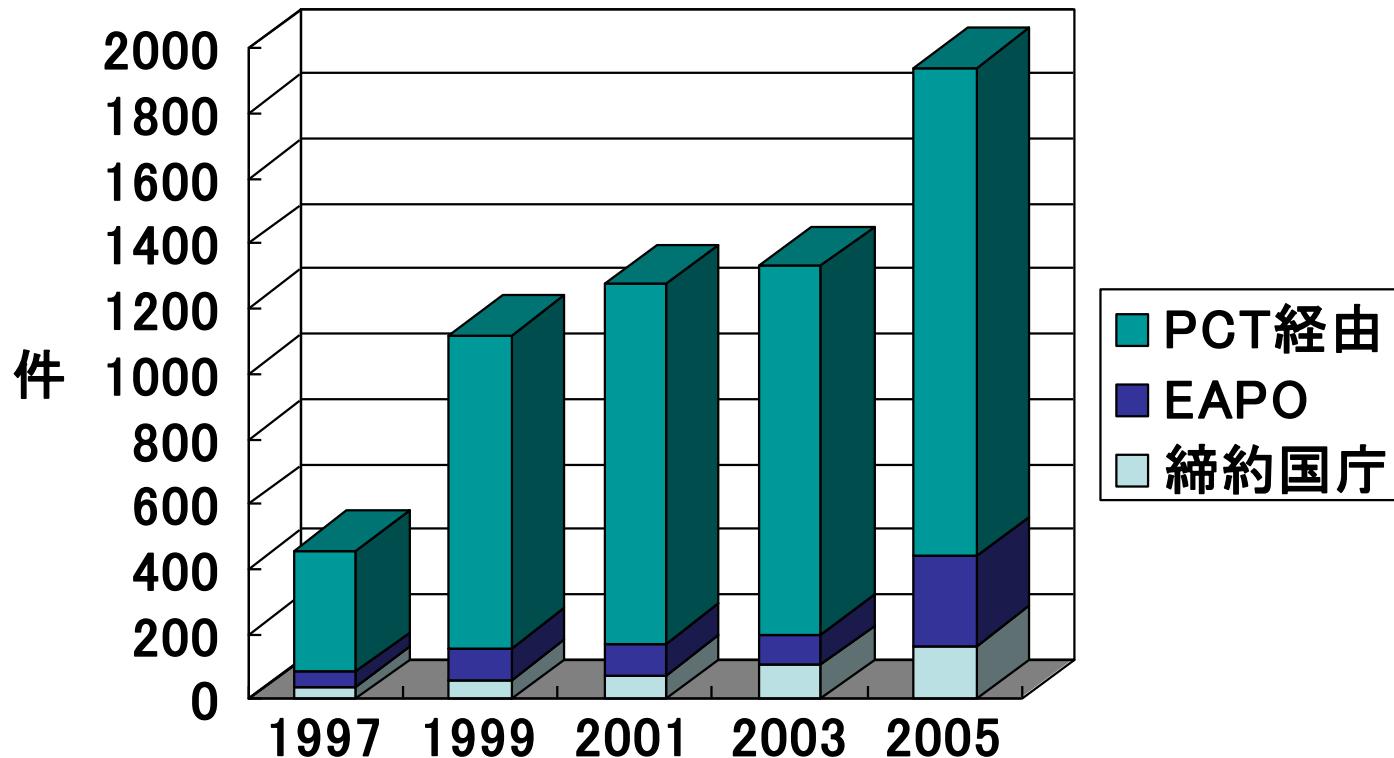
2005年統計(外国からの出願)



出典: <http://www.fips.ru/ruptoen2/reports.htm>

(参考)

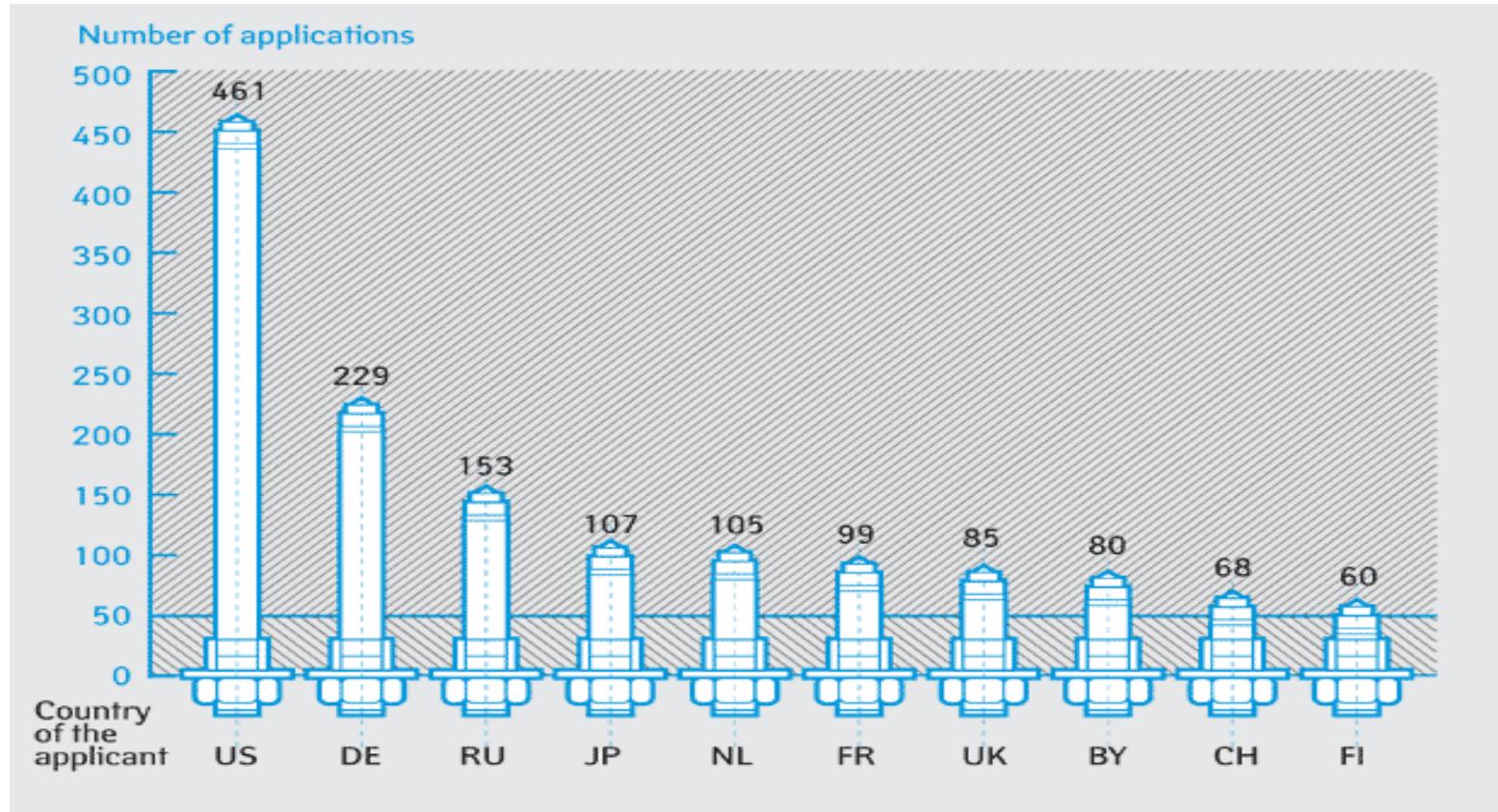
出願件数の推移 (EAPC)



データソース : <http://www.eapo.org/eng/report2005/>

(参考)

国別出願件数 (EAPC)



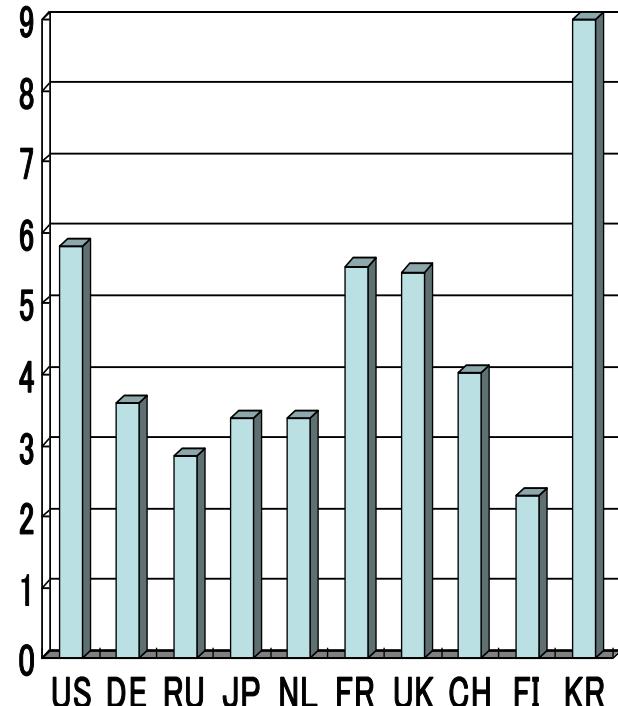
出典 : <http://www.eapo.org/eng/report2005/>

(参考)

指定国数 (EAPC)

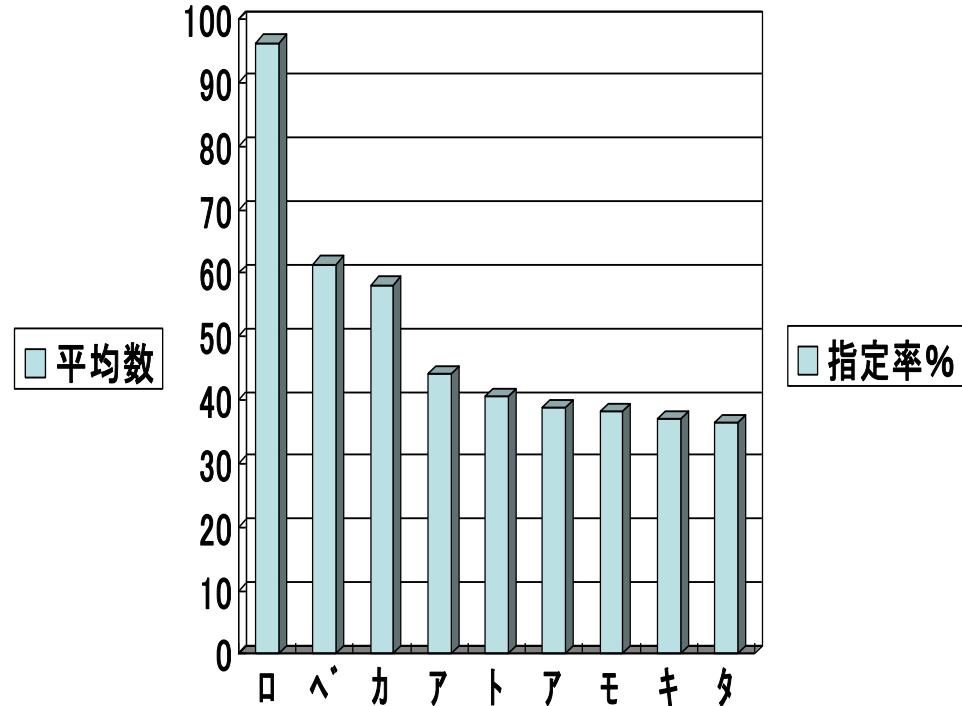
2005年

平均指定数



2005年

指定率%



データソース: <http://www.eapo.org/eng/report2005/>

保護の種類と存続期間

1. 発明特許

- ・出願日から20年
- ・5年以内の延長許可申請が可能(医薬品、殺虫剤、農業化学品)※

※2003年改正特許法

2. 実用新案特許(RU)

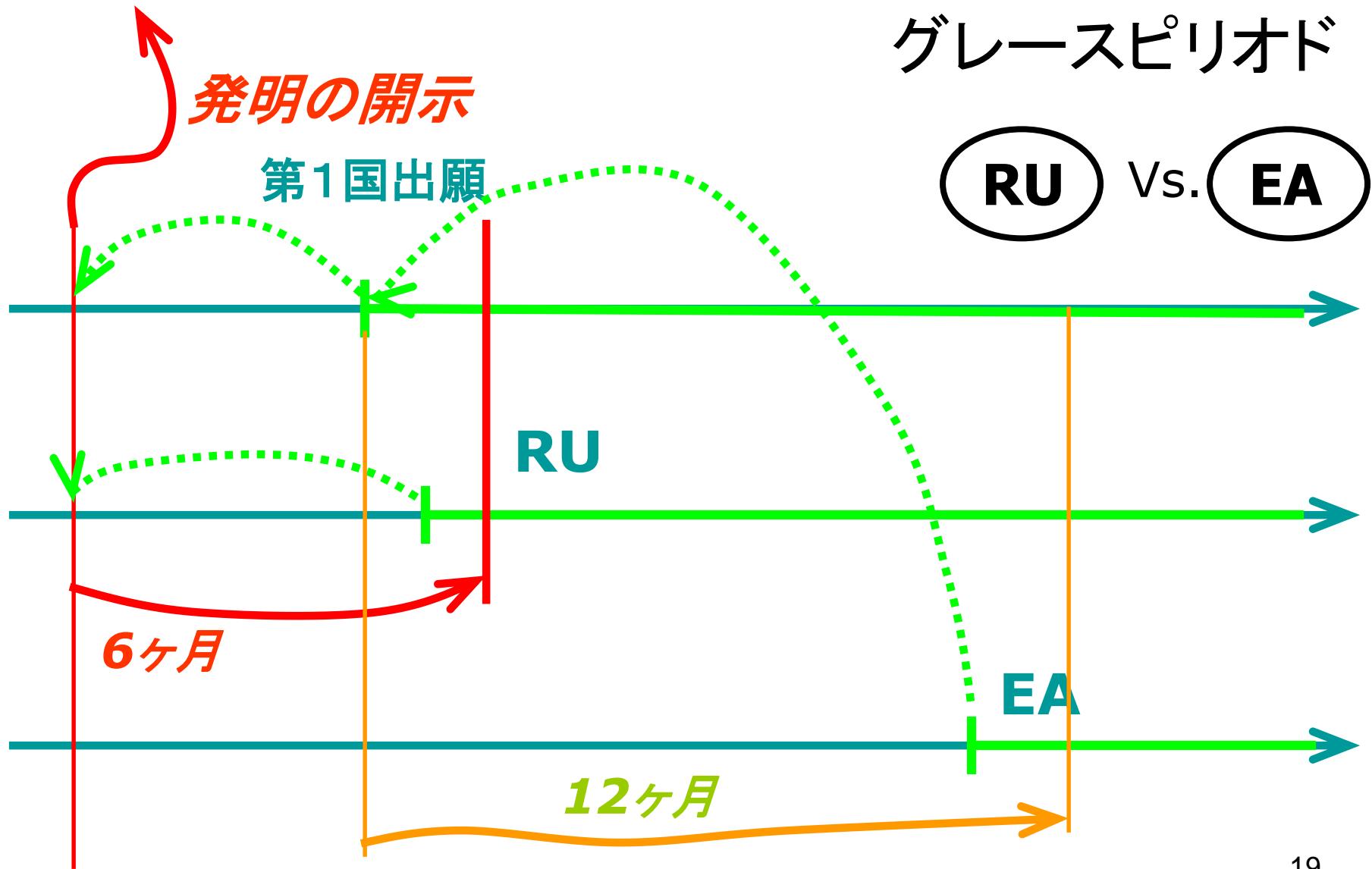
- ・出願日から5年
- ・3年の延長可能=出願日から8年

3. 意匠特許(RU)

- ・出願日から10年
- ・5年の延長可能=出願日から15年

主要な制度と留意すべき点

- ・先願主義
- ・審査請求制度(RU:3年以内、EA:SR公開から6月以内)
- ・絶対新規性(世界主義)
- ・拡大新規性(新規性のみ、RUでは異なる出願人)
- ・新規性喪失の例外(6月、RU:出願日基準、EA:優先日基準)
- ・国内優先権制度
- ・出願公開制度、仮保護
- ・分割出願
- ・特実間の変更(RU)、国内出願への変更(EA)
- ・先使用権、後用権
- ・強制実施権(不実施、利用・抵触、国防)



不特許事由(特記事項のみ)

- ・コンピュータープログラム
著作権、「コンピューターソフトウェア及びデータベースの法的保護に関するロシア連邦法(1992年施行)」に基づく登録
- ・集積回路
トポグラフィーの法的保護に関するロシア連邦法(1992年施行)に基づくROSPATENTへの寄託による排他権
- ・植物品種、動植物品種
選択的達成物に関する法律(1993年施行)に基づき保護

保護される発明

- ・第2次医薬的適用、第2非医薬的適用
- ・治療、診断、予防方法

実用新案特許

- ・EAルートでは出願不可
- ・保護対象 「apparatus(装置、構造体、部品)」
- ・産業上の利用可能性、新規性のみ ∴進歩性は要求されず
「新規・本質的な特徴の組合せが技術水準から公知でない」
- ・方式及び保護対象のみ審査(実体審査なし)

出願手続き

- ・願書※ : ロシア語

出願書類その他は外国語可

(翻訳文は出願日～2ヶ月、EAでは追加手数料で更に2ヶ月)

PCT出願の国内移行は優先日から31ヶ月

- ・明細書※

- ・クレーム(EAは※)

前提部分及び特徴部分を含むこと

2つ目の独立クレームから追加手数料必要

複数従属クレームの他の複数従属クレームへの従属は不可

- ・必要な図面※

- ・要約

(※出願日の認定要件)

- ・委任状: 認証不要、出願日～2ヶ月

- ・優先権証明書(優先日～16月※、EAでは出願日から3ヶ月) ※2003年改正特許法

実体審査の請求

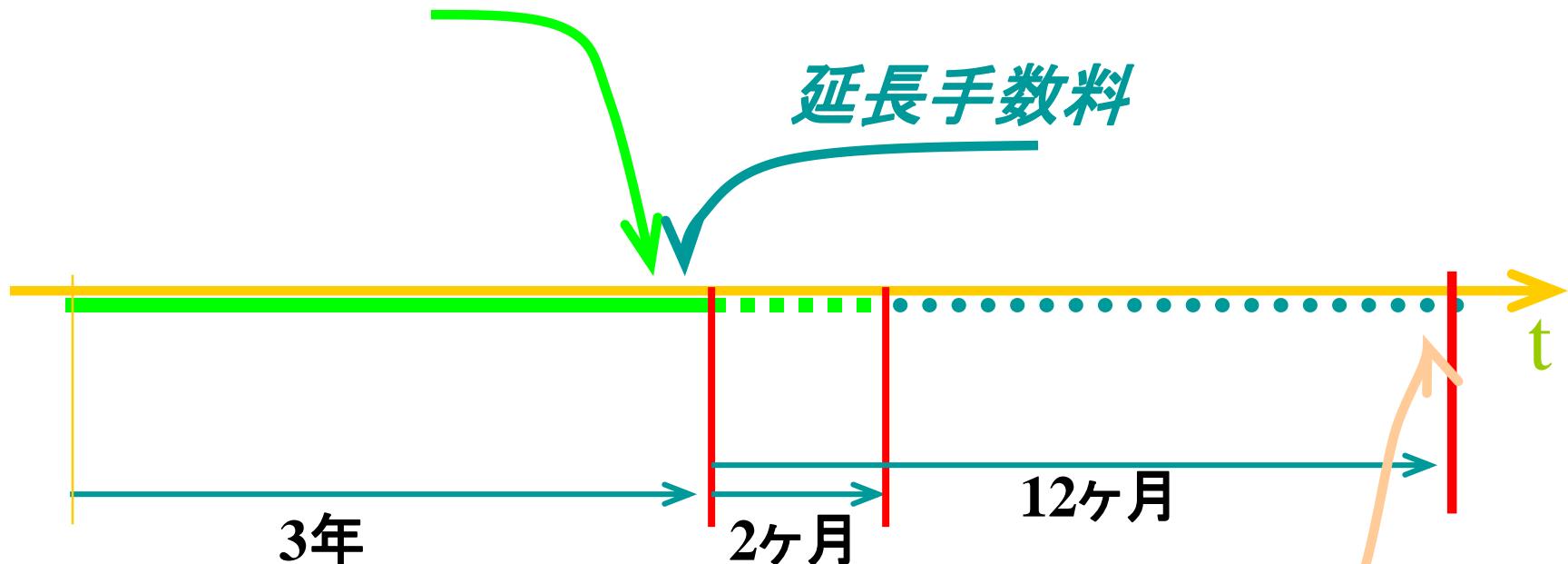
RU	EA
<ul style="list-style-type: none">・出願日(PCT出願日)から3年以内* *2003年改正特許法・2ヶ月延長可(延長手数料)・(3年+)12ヶ月以内に期間回復の請求可 (正当理由、手数料)	<ul style="list-style-type: none">・調査報告書(PCT出願のISR)の公開日から6ヶ月以内か 優先日から31ヶ月 のいずれか遅く終了する期間内・2ヶ月延長可(延長手数料)・期間回復の請求は可 (正当理由、手数料)・審査促進制度あり (手数料、1月以内に1stOA)

実体審査の請求

RU

審査請求

延長手数料



(正当理由、回復請求手数料)

実体審査の請求

EA

審査請求

サーチレポート

遅延理由の実体審理

6ヶ月

2ヶ月

12ヶ月

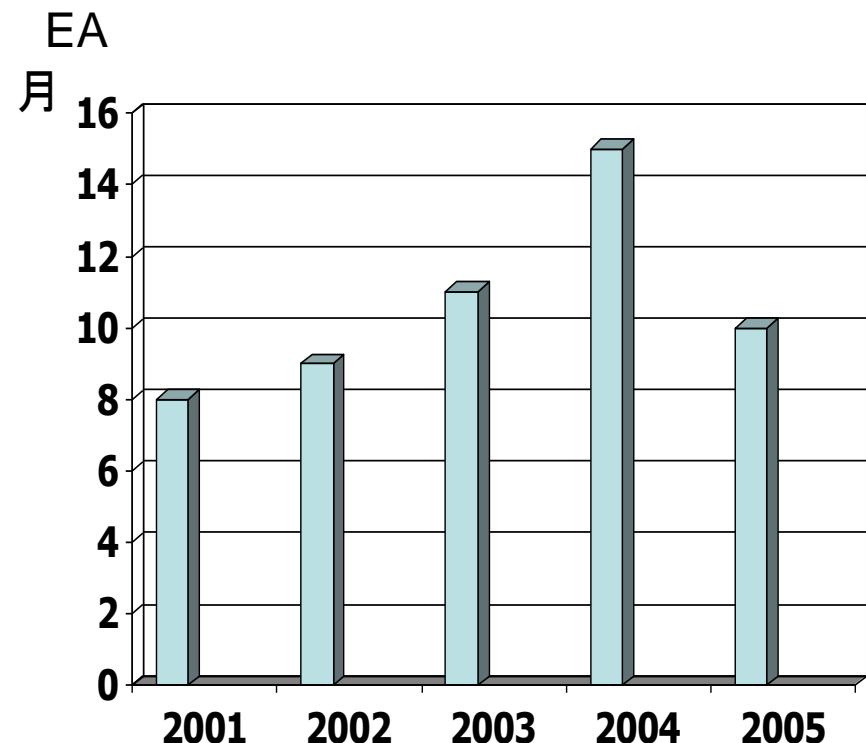
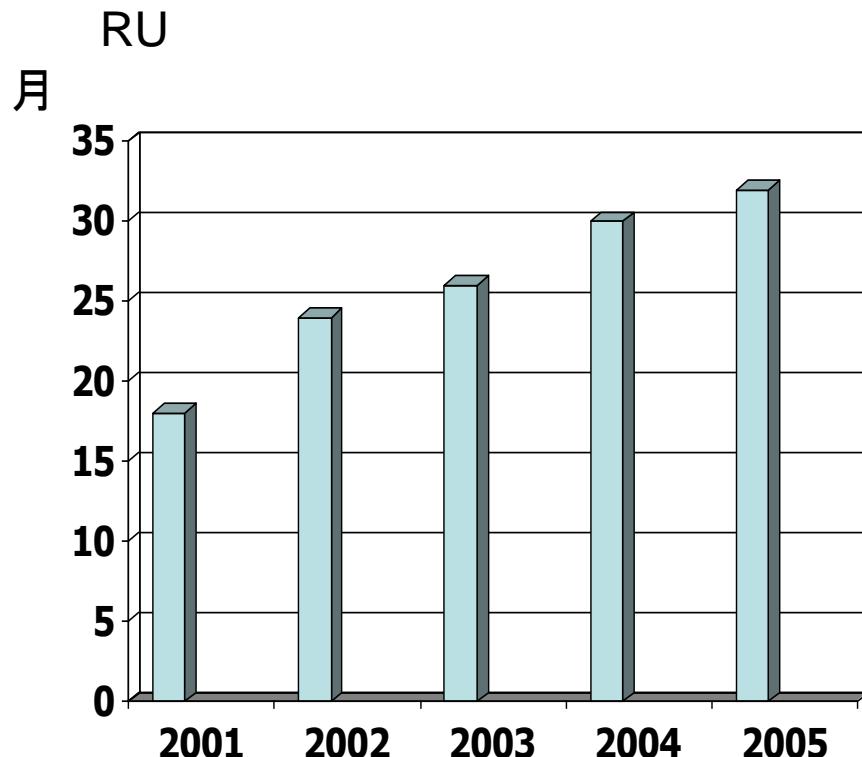
t

審査請求(延長手数料)

実体審査の手続

1. 実体審査ができないとする指令
 - ・追加資料(先行文献等)および／または
 - ・補正および／または
 - ・意見書の提出要求
2. 審査結果(拒絶理由)通知の発行
3. 審査結果(付与決定／拒絶決定)
 - ・補正不可
 - ・分割出願、出願変更(EAの場合には、**国内出願への変更**)は可能

(参考)平均審査期間 (OA 1~2, 応答期間延長なし)



審判請求

RU (付与決定／拒絶決定／出願放棄決定)	EA (拒絶決定)
<ul style="list-style-type: none">・ROSPATENTの特許紛争評議会 (Chamber for Patent Disputes)・決定受領日から6ヶ月以内・更なる不服申立は裁判所へ (2003年改正特許法)	<ul style="list-style-type: none">・EAPOの審判部・決定受領日から3ヶ月以内・更なる不服申立はEAPO長官へ (決定から4ヶ月以内)

異議申立・無効審判

RU (無効審判)	EA (異議申立)
<ul style="list-style-type: none">ROSPATENTの特許紛争評議会存続期間中特許の訂正は規定なし (明白な誤記訂正は可)更なる不服申立は裁判所へ	<ul style="list-style-type: none">EAPOの審判部特許発行日から6ヶ月EAPOによる補正提案あり更なる不服申立はEAPO長官へ (決定から4ヶ月以内)無効手続は締約国ごと

特実出願間の変更(RU)

進歩性なしとの理由で拒絶された発明

➡ 権利行使可能な独占権が得られる可能性。

発明特許→実用新案特許

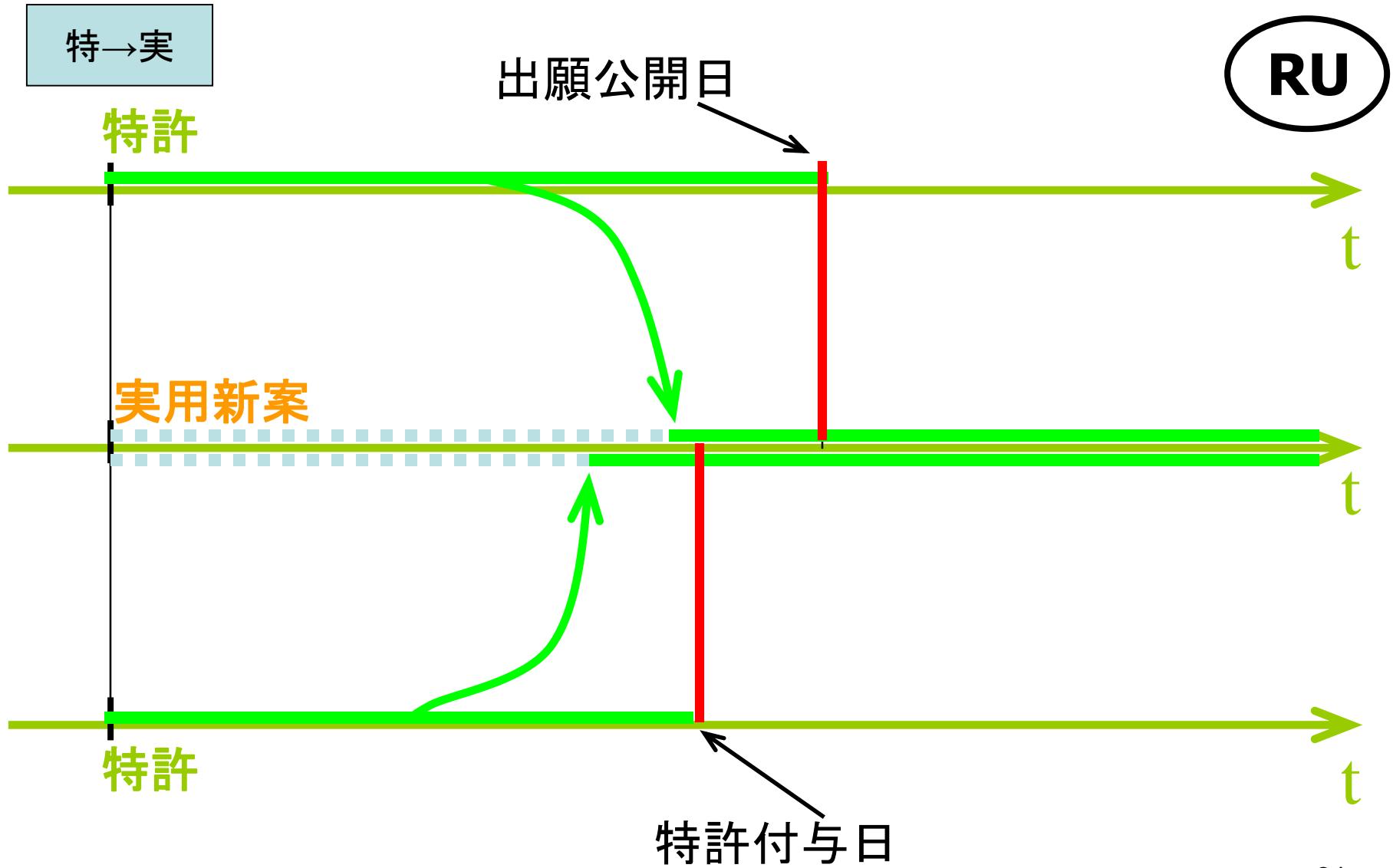
・出願公開前であって、付与決定の発行前まで

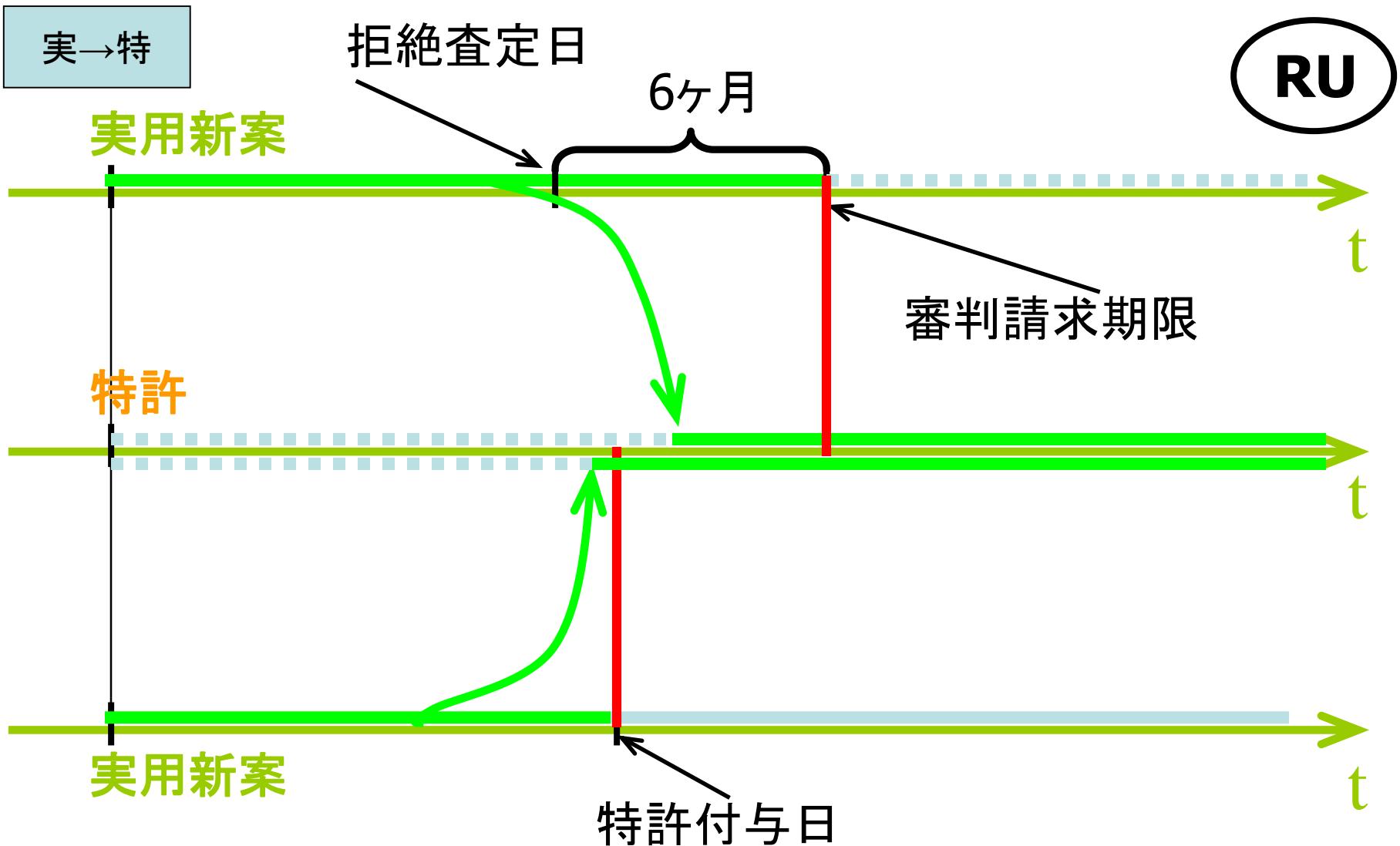
保護対象でないとして拒絶された発明

➡ 権利行使可能な独占権が得られる可能性。

実用新案特許→発明特許

・付与決定まで





国内出願への変更(EA出願→RU出願)

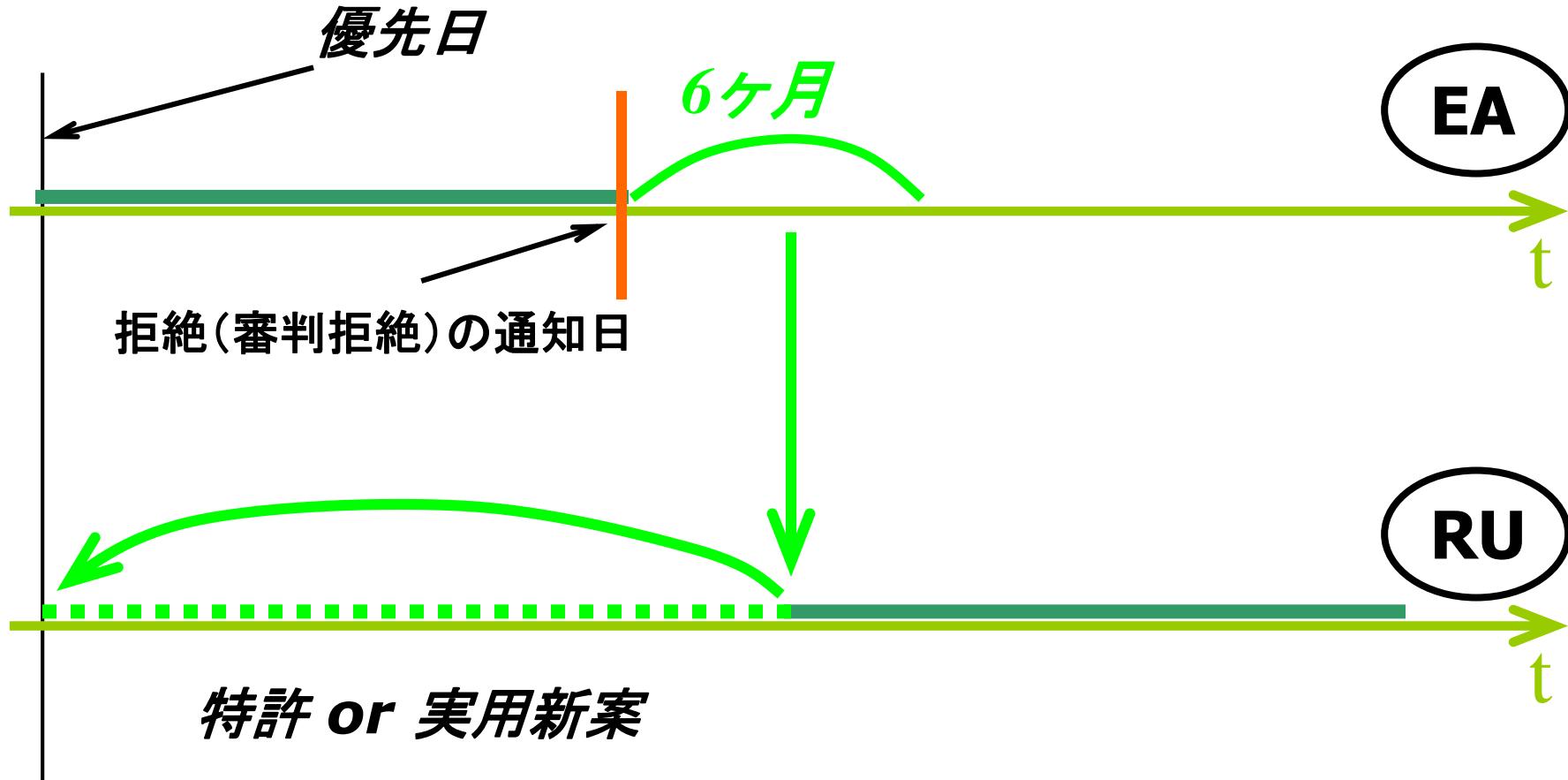
EA出願が拒絶された場合、
ロシアを含む1以上の締約国の国内出願に変更できる。

➡ RU出願(特実)は、EA出願の出願日と優先日を保有し得る。

変更請求

- ・国内特許の付与を希望する締約国の指定
- ・拒絶(審判拒絶)の通知日から6ヶ月以内

国内出願への変更(EA出願→RU出願)



侵害

許諾を得ていない第三者による次の行為

- ・輸入、製造、使用、販売の申し出、販売、市場流通およびその目的での保管
- ・特許製法によって製造された製品
- ・生産方法の推定

侵害の差止、損失の賠償、広告の要求

侵害とみなさない行為

その他の留意事項 (1)

職務者発明

特許を受ける権利は、雇用契約で別段の規定がなければ**使用者**に帰属

- ・使用者が特許を得た場合、
 - ・上記権利を第三者に譲渡した場合、
 - ・発明を秘密にすることを決定した場合、又は
 - ・自己の過失により特許を得ることができなかつた場合
- 従業者は、本来の実施によって得た(と予測される)利益に従い、
(当事者間の契約において定めた)報酬を受ける権利を有する。
- ・使用者が、発明者による発明の通知から**4ヶ月以内に特許出願等をしない場合**
- 従業者たる発明者は、自己名義で出願し、特許を得る権利を有する。
使用者は、報酬の支払いを条件として、発明を**実施する権利**を有する。

その他の留意事項 (2)

技術移転規制

ロシア国内で行われた発明

- ROSPATENTへの出願から**6ヶ月**※後にのみ
他国への特許出願が可能
(※ 2003年改正前は3ヶ月)
- 最初にPCT出願することは可

参考資料

AIPPIマニュアル(日本語版、2006年2月追補版)

ロシア連邦、ユーラシア特許制度

2006年不公正貿易報告書第11章ロシア

発明協会「産業財産権ミニガイド」(2003年9月1日作成)

ジェトロ「模倣対策マニュアル(ロシア編)」(2005年3月作成)

協力

Gorodissky & Partners <http://www.gorodissky.com/>

Messers. Yury Kuznetsov, Valery Medvedev
and Vladimir Biriulin

ご清聴有り難うございました。

青山特許事務所
弁理士 森住憲一

TEL: 06-6949-1261

FAX: 06-6949-0361

E-Mail: morizumi@aoyamapat.gr.jp

(参考)

技術分野別出願件数 (EAPC)

Table 1 gives information on the distribution of Eurasian applications filed in 2004 and 2005 according to their subject matter

Table 1

No	Item	No of applications filed in 2005	% of the total number of applications filed in 2005	No of applications filed in 2004	% of the total number of applications filed in 2004
A(生活必需品)	1 Agriculture (A01 with the exception of A01N)	17	0.9%	31	1.9%
	2 Food and tobacco (A21-A24)	33	1.7%	22	1.3%
	3 Apparel and household goods (A41-A47)	22	1.1%	18	1.1%
	4 Medicine and veterinary (A61-A63 with the exception of A61K)	122	6.3%	87	5.3%
	5 Pharmaceuticals (A61K)	322	16.6%	319	19.6%
B(処理操作; 運輸)	6 Physical and chemical processes (B01-B09)	80	4.1%	76	4.7%
	7 Materials processing and laminated materials (B21-B30, B32)	55	2.8%	43	2.6%
	8 Printing and interior decoration (B41-B44)	8	0.4%	8	0.5%
	9 Transport (B60-B68)	71	3.7%	56	3.4%
C(化学; 治金)	10 Inorganic chemistry (C01-C05, C30)	41	2.1%	35	2.1%
	11 Organic chemistry (C07, A01N)	435	22.4%	355	21.8%
	12 Macromolecular organic compounds (C08)	39	2.0%	29	1.8%
	13 Dyes and paints, fuels, animal and vegetable oils and fats (C09-C11)	69	3.6%	31	1.9%
	14 Biochemistry, sugar, leather (C12-C14)	50	2.6%	51	3.1%
	15 Metallurgy and electrolysis (C21-C23, C25)	56	2.9%	43	2.6%
D(繊維; 紙)	16 Textiles (D01-D07)	7	0.4%	9	0.6%
E(固定構造物)	17 Paper (D21, B31)	5	0.3%	10	0.6%
	18 Construction (E01-E06)	53	2.7%	37	2.3%
	19 Mining (E21)	72	3.7%	58	3.6%
F(機械工学; 照明; 加熱; 武器; 爆破)	20 Engines and pumps (F01-F04)	29	1.5%	39	2.4%
	21 Hydraulic and pneumatic mechanisms (F15-F17)	41	2.1%	24	1.5%
	22 Lighting, heating and refrigeration (F21-F28)	32	1.6%	43	2.6%
	23 Weapons and ammunition (F41, F42, C06)	9	0.5%	4	0.2%
G(物理学)	24 Measuring and optical devices (G01-G03)	72	3.7%	43	2.6%
	25 Precision mechanics, computer technology, signalling technology (G04-G08)	106	5.5%	60	3.7%
	26 Teaching aids (G09-G12)	11	0.6%	17	1.0%
H(電気)	27 Nuclear physics (G21)	1	0.1%	4	0.2%
	28 Electrical engineering (H01, H02, H05)	39	2.0%	42	2.6%
	29 Electronics and communications technology (H03, H04)	43	2.2%	36	2.2%

[2005年]

26.6%

11.06%

35.5%

0.7%

6.4%

5.7%

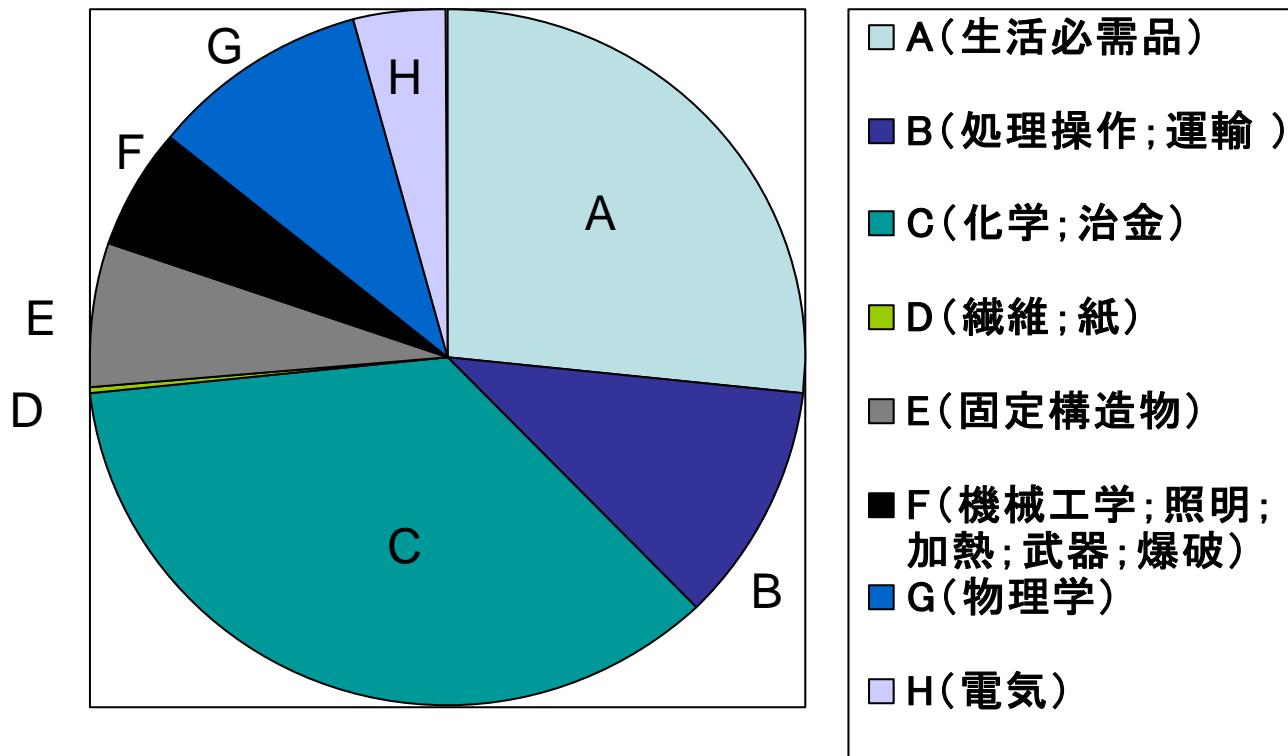
9.9%

4.2%

(参考)

技術分野別出願件数 (EAPC)

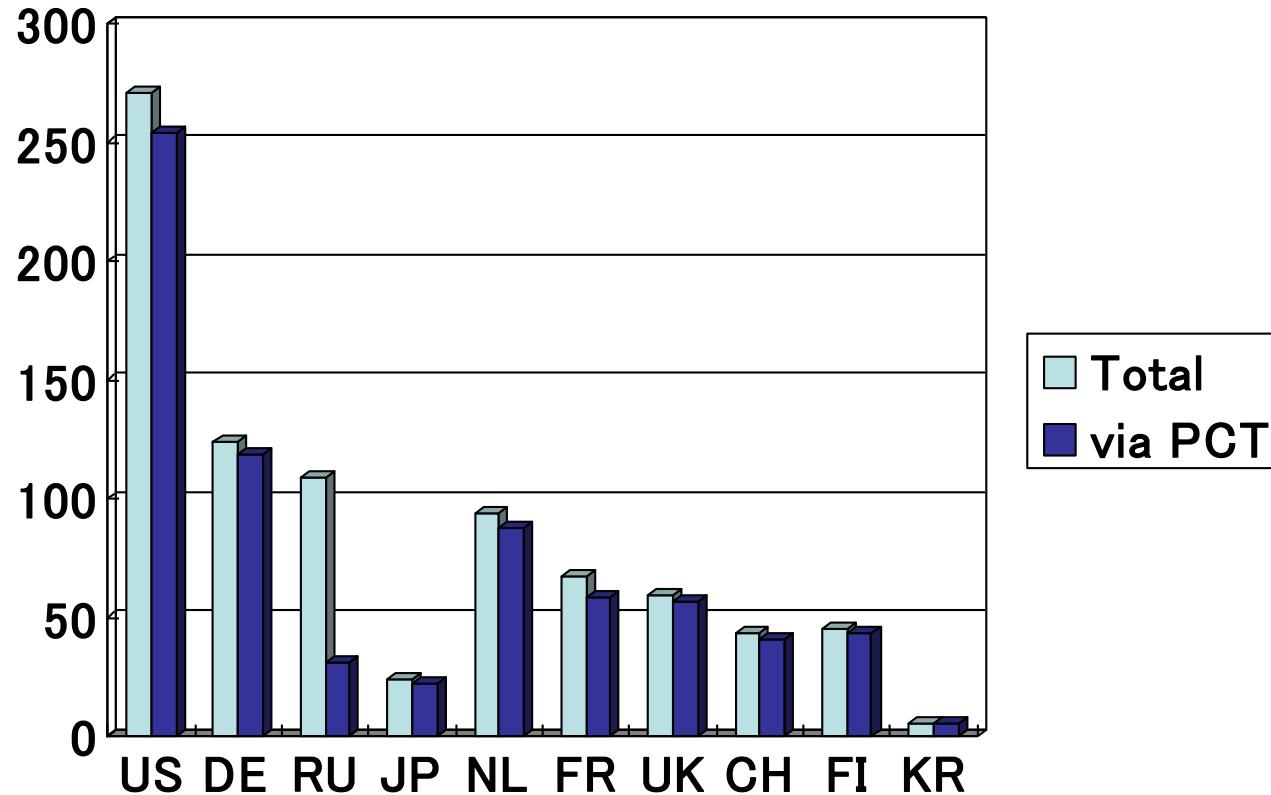
2005年統計(全出願)



データソース: <http://www.fips.ru/ruptoen2/reports.htm>

(参考)

特許付与件数 (EAPC)



データソース: <http://www.eapo.org/eng/report2005/>

(参考) 手数料(EAPO vs. ROSPATENT)

出願時	EAPO 	ROSPATENT 
特許出願	800 (600*) US \$ (5クレームまで)	200 US \$ (25クレームまで)
追加クレーム	70 (52,5*) US \$	30 US \$
パリ優先権主張	無料	無料

* PCT案件(ISRかIPERあり)では25%ディスカウントの計算

(参考)

手数料(EAPO vs. ROSPATENT)cont...

出願審査請求時	EAPO 	ROSPATENT 
出願審査請求 (独立クレーム数: 1)	800 US \$	300 US \$ 240 US \$*
出願審査請求 (独立クレーム数: n)	1400 US \$ (発明グループごと)	300+240(n-1) US \$ 240+192(n-1) US \$*

* PCT案件(ISRかIPERあり)では25%ディスカウントの計算

(参考)

手数料(EAPO vs. ROSPATENT)cont...

クレーム追加	EAPO 	ROSPATENT 
独立クレーム	300 US \$	240 US \$
従属クレーム	70 US \$	30 US \$
実体審査の段階		
独立クレーム	70 US \$	無料

(参考)

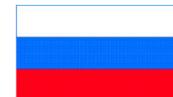
手数料(EAPO vs. ROSPATENT)cont...

応答期間の延長	EAPO 	ROSPATENT 
1-5 ヶ月	30 US \$	20 US \$
6-10 ヶ月		50 US \$
6-12 ヶ月	70 US \$	
over 10 ヶ月		100 US \$ *
over 12 ヶ月	100 US \$	

* 正当理由ありと判断された場合のみ

(参考)

手数料(EAPO vs. ROSPATENT) cont...

登録料	EAPO 	ROSPATENT 
登録基本料	500 US \$	400 US \$
公報掲載	5 US \$ (35枚を超える枚数毎)	無料
誤記訂正 (出願人に帰責事由あり)	100 US \$	100 US \$